

## 勧 誘 方 針

～共済商品の販売・勧誘にあたって～  
(普及・推進)

当代理所は、島根県火災共済協同組合の勧誘方針に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済的地位の向上に努めてまいります。

- ◎ 当代理所は、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、共済の適正な販売・勧誘(普及・推進)に努めます。
- ◎ 当代理所は、ご加入いただく皆様に、共済商品についての重要事項を正しくご理解いただけるよう常に努力いたします。
- ◎ 当代理所は、ご加入いただく皆様の共済商品に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実情に沿った共済商品の説明に努めてまいります。
- ◎ 当代理所は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売・勧誘(普及・推進)はいたしません。
- ◎ 当代理所は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めます。
- ◎ 当代理所は、共済事故が発生した場合、常に迅速な共済金支払ができるよう努力してまいります。
- ◎ 当代理所は、ご加入いただく皆様のあらゆるご意見ご要望を、共済商品の販売・勧誘(普及・推進)に反映してまいります。
- ◎ 当代理所は、ご加入いただく皆様に関する情報が他に漏れることのないよう、プライバシーの保護に万全を期します。
- ◎ 当代理所は、上記の「勧誘方針」を遵守するため、組合の実施する代理所研修などに積極的に参加します。

以上、当代理所の勧誘方針は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づくものです。

☆お問い合わせやご相談がございましたら、お気軽に下記までご連絡ください。

島根県火災共済協同組合 代  
理所 島根益田信用組合  
(R3. 11. 17 改定)